

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に関する審査基準

(平成30年4月1日)

【二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定】

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項)

【二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更】

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第7項)

- 1 二以上の事業者のいずれか一の事業者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「施行規則」という。）第8条の38の2で定める二以上の事業者の一体的な経営の基準に適合すること。
- 2 二以上の事業者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う者が、施行規則第8条の38の3で定める収集、運搬、処分等を行う事業者の基準に適合すること。